

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

11 時 9 分

様式 9-1

第 25 条報告

送信枚数 (1 / 2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 2 1 6 報)

2023年12月7日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 本日 10 時 3 4 分, 車両から油(危険物)が漏えいしているとの連絡が緊急時対策本部に入りました。 状況は以下のとおりです。 - 発見時刻 10 時 3 4 分 - 発生場所 発電所構内ふれあい交差点付近 - 発見者 当社社員 - 漏えい範囲 確認中 - 拡大防止処置 側溝へ油が流入している可能性があることから, 念のため, 排水路ゲートを閉鎖し拡大防止を行っている。 - 漏えい継続の有無 漏えい箇所は燃料タンクで現在の漏えいはほぼ停止している。 - 双葉消防本部への連絡時刻 10 時 4 0 分 現在, 現場状況を確認しており, 状況が分かり次第お知らせします。 【公表区分: C】 上記の連絡内容について, 準備が整い次第, 報道機関関係者にお知らせします。 ※添付の有り・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加

(2/2)

速度 gal 数（水平方向，鉛直方向）を記入する。

（注4）新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は，本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお，様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

（注5）緊急時対策本部の設置状況，被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

12 時 05 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 (1 / 2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 25217 報)

2023年12月 7日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 25 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 25217 報でお知らせした、ふれあい交差点付近にて確認された油漏えい事象について、その後の状況をお知らせします。 状況は以下のとおりです。 ・漏えい範囲 トラック周辺 3 か所、約 4m×4m (1 か所)、約 2m×2m (2 か所) 漏えいした燃料タンクについてはオイルパンにて拡大防止実施した。 側溝内 約 0.3m×15m なお、側溝内に漏えいはあったが側溝内にとどまっており、排水路への流れ込みはない。また、土嚢で拡大防止を図っている。 ・周辺に火気がないことを確認。 【公表区分: E】 油漏れの拡大がないことを確認したことから、公表区分を「C」から「E」へ変更しました。 上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。 ※添付の有リ・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(2/2)

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 13 時 00 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 (1 / 2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 2 1 8 報)

2023年12月7日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 2 1 6 報他でお知らせした、ふれあい交差点付近にて確認された油漏えい事象について、その後の状況をお知らせします。 その後の情報は以下の通り。 ・ 12時10分 宮岡消防より「油漏えい事象」と判断された。 ・ 漏えい拡大防止のため閉鎖した排水路ゲートについては拡大する恐れがなくなったため、開放した。 なお、漏えいした油については準備ができ次第順次回収を実施していく。 【公表区分: E 統】 ※添付の有リ (無) (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

(2/2)

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 15時 20分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1 / 15)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25219報)

2023年12月7日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	<p>(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [12月7日11時00分現在] ・サブドレン等 分析結果 [採取日 12月6日] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 12月6日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 12月6日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 12月4日、12月6日] ・海水分析結果<港湾内> [採取日 12月6日] ・海水分析結果<発電所から3km以内> [採取日 12月6日] ・地下貯水槽(周辺観測孔) 分析結果 [採取日 12月6日] ・地下貯水槽(ドレン孔・検知孔・海側観測孔) 分析結果 [採取日 12月6日] <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクHの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、12月8日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 12月3日] <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有[○]り・無し (注4)</p>

(2/15)

その他の事項の対応 (注5)	なし
-------------------	----

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

(4/15)

2023年12月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

サブドレン等 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2023/12/06 06:55	< 4.7E+00	< 9.1E+00	1.1E+02
2号機サブドレン	2023/12/06 07:01	< 1.2E+01	2.6E+01	1.3E+03
3号機サブドレン	2023/12/06 07:06	< 3.8E+00	< 5.1E+00	< 4.4E+00
4号機サブドレン	2023/12/06 07:12	< 4.1E+00	< 4.9E+00	< 4.2E+00
5号機サブドレン	—	—	—	—
6号機サブドレン	—	—	—	—
槽内深井戸	—	—	—	—

- ・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・O.OE±Oとは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。
- (例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

(5/15)

2023年12月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/12/06 07:12	< 4.1E+00	< 4.9E+00	< 4.2E+00
プロセス主建屋北東	2023/12/06 07:50	< 3.9E+00	< 5.1E+00	< 3.9E+00
プロセス主建屋南東	2023/12/06 07:55	< 4.6E+00	< 4.9E+00	< 5.0E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/12/06 07:36	< 3.8E+00	< 4.6E+00	< 4.4E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/12/06 07:40	< 4.4E+00	< 4.9E+00	3.2E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/12/06 07:20	< 4.3E+00	< 5.1E+00	< 4.4E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/12/06 07:45	< 4.9E+00	< 4.2E+00	< 4.6E+00

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
 ・0.0E±0とは、0.0×10^{±0}であることを意味する。
 ・(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
 ・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

(6/15)

2023年12月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進センター

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/12/06 08:05	4.0E+00	< 4.2E-01	1.6E+00
物揚場排水路	2023/12/06 07:58	7.7E+00	< 4.2E-01	4.5E+00
K排水路	2023/12/06 06:00	1.3E+01	< 4.1E-01	7.5E+00
BC排水路	2023/12/06 06:00	4.2E+00	< 5.4E-01	< 5.9E-01
D排水路	2023/12/06 08:02	< 3.1E+00	< 7.3E-01	< 7.4E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・不符号 (< ; 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは、0.0×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は8 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

(9/15)

2023年12月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	その他/観測項目				Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
				Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)			
No.0-1	2023/12/04 07:30	2.1E+02	5.5E+03	< 1.6E+00	< 1.8E+00	< 1.9E+01	< 6.1E+00	2.1E+00	6.8E+01	—
No.0-1-2	2023/12/04 07:34	7.2E+01	1.0E+04	< 2.4E-01	< 2.5E-01	< 2.8E+00	< 1.3E+00	5.4E-01	3.2E+01	—
No.0-2	2023/12/04 07:46	6.0E+02	1.6E+02	< 3.3E-01	< 3.9E-01	< 7.8E+00	< 3.7E+00	7.0E+00	3.5E+02	—
No.0-3-1	2023/12/04 07:38	2.6E+01	< 1.3E+02	< 2.2E-01	< 2.2E-01	< 2.3E+00	< 9.7E-01	< 2.5E-01	1.3E+01	—
No.0-3-2	2023/12/04 07:42	6.0E+01	8.6E+03	< 3.3E-01	< 3.4E-01	< 3.6E+00	< 1.5E+00	6.7E-01	2.7E+01	—
No.0-4	2023/12/04 07:50	6.0E+01	4.9E+03	< 3.2E-01	< 3.7E-01	< 3.9E+00	< 1.9E+00	7.3E-01	4.0E+01	—
No.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-9※1	2023/12/04 08:15	2.9E+01	4.4E+02	—	—	—	—	—	—	6.6E+01
No.1-11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・不詳号(く、小なり)は、検出限界未満(ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.E.F.Oとは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

・(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^{+1}$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^{+0}$ で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 No.1-9は、取水器による採取であるため、Y測定は実施せず。全βは参考値としてご返報に測定。

(8/15)

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)		Cs-137 (Bq/L)		
1,2号観測孔のポイメント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	2023/12/04 07:54	2.5E+02	1.4E+02	< 2.4E-01	< 3.1E-01	< 3.2E+00	< 1.7E+00	< 2.8E-01	1.4E+01	-	-	
No.2-2	2023/12/04 08:06	1.3E+02	1.5E+02	< 1.5E+00	< 2.2E+00	< 2.0E+01	< 8.0E+00	< 2.1E+00	6.2E+01	-	-	
No.2-3	2023/12/04 08:10	4.8E+04	5.8E+03	< 3.5E-01	< 2.1E-01	< 3.8E+00	< 1.7E+00	< 3.8E-01	1.7E+01	-	-	
No.2-5 #2	2023/12/04 06:33	2.1E+05	5.3E+02	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-6		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-7	2023/12/04 07:58	3.4E+02	1.6E+03	< 3.9E-01	< 4.3E-01	< 4.2E+00	< 1.5E+00	< 4.9E-01	2.9E+01	-	5.0E+02	
No.2-8	2023/12/04 08:02	4.5E+03	3.1E+02	< 3.2E-01	< 3.1E-01	< 3.7E+00	< 1.3E+00	9.0E-01	2.9E+01	-	-	
2,3号観測孔の 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-5 #2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3,4号観測孔の 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

・不平等 (< ; 小なり) は、検出限界未満 (MD) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 ・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^O$ であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
 ・H-3以外は真にお互いも読み。
 ※2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、y測定は実施せず、全βは参考値としての値に測定。

(9/15)

2023年12月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	RU-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 ※1	2023/12/06 07:16	4.3E+01	-	-	-	-	-	-	5.4E+01
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・「不検出 (< 小値)」は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および測定中止の項目は「-」と記す。
 ・○・○E+○は、○×10⁺であることを意味する。
 (脚) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
 ※1 No.1-9は、取水器による採取であるため、測定は実施せず。全βは参考値として留意に測定。

(10, 5)

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	分析項目					Cs-137 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			その他観測出稼種							
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)				
1,2号観測孔ポイント 汲み上げ水										
No.2										
No.2-2										
No.2-3										
No.2-5 ※2										
No.2-6	2023/12/06 07:06	7.0E+02	< 2.4E-01	< 2.2E-01	< 2.4E+00	< 7.8E-01	< 2.7E-01	1.5E+00		
No.2-7	2023/12/06 07:11	1.1E+03	< 3.2E-01	< 3.5E-01	< 6.6E+00	< 3.5E+00	5.8E+00	3.0E+02	5.2E+02	
No.2-8										
2,3号観測孔 汲み上げ水										
No.3										
No.3-2										
No.3-3										
No.3-4										
No.3-5 ※2										
3,4号観測孔 汲み上げ水										

・不符号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
 ・0.0E±0とは、0.0×10⁰であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と表記。
 ※2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としている測定に準ずる。

(11/15)

2023年12月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2023/12/06 08:15	< 1.3E+01	< 3.4E-01	4.4E-01
1F 物揚場前	2023/12/06 08:10	< 1.3E+01	< 3.8E-01	5.0E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/12/06 07:53	< 1.4E+01	< 4.0E-01	< 3.2E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/12/06 07:01	< 1.3E+01	< 2.7E-01	3.8E+00
1F 港湾口	2023/12/06 07:27	< 1.3E+01	< 3.9E-01	< 2.7E-01
1F 港湾中央	2023/12/06 07:17	< 1.3E+01	< 2.5E-01	< 2.7E-01
1F 港湾内東側	2023/12/06 07:20	< 1.4E+01	< 2.9E-01	2.6E-01
1F 港湾内西側	2023/12/06 07:15	< 1.4E+01	< 3.6E-01	< 3.4E-01
1F 港湾内北側	2023/12/06 07:11	< 1.4E+01	< 2.6E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内南側	2023/12/06 07:23	< 1.4E+01	< 3.8E-01	< 2.5E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※1}			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは、0.0×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(12/15)

2023年12月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/12/06 07:30	—	< 6.9E-01	< 7.2E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/12/06 07:10	9.1E+00	< 8.9E-01	< 7.6E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(13/15)

2023年12月7日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（周辺観測孔）分析結果（全β）

採取地点	採取日時	分析項目	
		全β (Bq/L)	
地下貯水槽 周辺観測孔 (i~iii)	A1	—	
	A2	—	
	A3	—	
	A4	—	
	A5	2023/12/06 07:40	< 2.0E+01
	A6	—	—
	A7	—	—
	A8	2023/12/06 07:46	< 2.0E+01
	A9	—	—
	A10	—	—
	A11	2023/12/06 07:50	< 2.0E+01
	A12	—	—
	A13	—	—
	A14	2023/12/06 07:55	< 2.0E+01
	A15	—	—
	A16	—	—
	A17	2023/12/06 08:00	< 2.0E+01
	A18	—	—
	A19	—	—

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E \pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

(14/15)

2023年12月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（ドレン孔・検知孔・海側観測孔）分析結果（全β）

採取地点			採取日時	分析項目
				全β (Bq/L)
地下貯水槽 (ドレン孔水)	i	北東側	—	—
		南西側	—	—
	ii	北東側	2023/12/06 07:20	< 2.4E+01
		南西側	2023/12/06 07:05	< 2.4E+01
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	vi	北西側	—	—
		南東側	—	—
地下貯水槽 (漏えい検知孔水)	i	北東側	—	—
		南西側	—	—
	ii	北東側	2023/12/06 07:27	4.9E+04
		南西側	2023/12/06 07:12	< 2.4E+01
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
海側観測孔	②	—	—	
	⑦	—	—	
	⑧	—	—	

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $\text{〇.〇E}\pm\text{〇}$ とは、 $\text{〇.〇}\times 10^{\pm\text{〇}}$ であることを意味する。

(例) $3.1\text{E}+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1\text{E}+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1\text{E}-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

2023年12月7日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 γ核種
一時貯水タンク (サンプルタンク)	H 2023/12/03 06:40	810	東京電力	< 1.8E+00	7.8E+02	< 8.0E-01	< 7.5E-01	検出なし
			東北緑化環境保全 (株)	< 3.4E-01	8.3E+02	< 6.5E-01	< 6.1E-01	検出なし
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) *1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと*2
告示濃度限度*3				/	6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	/
WHO飲料水品質ガイドライン				/	1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	/

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・〇.OE±〇とは、〇.O×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を 1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと (天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子力発電所原子力発電所特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度 (別表第一第六欄; 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

(15/15)